

●●●●●●●●●● **故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！** ●●●●●●●●●●

群馬弁護士ニュース NO42

弁護士HP 原子力損害賠償群馬弁護士 検索 クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護士(団長) 鈴木克昌
 【連絡先】〒371-0844
 前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303
 新前橋法律事務所内
 [TEL] 027-251-7871 [FAX] 027-251-7989

生業訴訟・9/30仙台高裁で国に勝利判決、今度は群馬判決です！

群馬訴訟は国の責任を問う訴訟で 東京高裁初の判決 今後の方向を決定づける重要な判決に！

1月21日の判決に大きなご支援を！



9・30/生業訴訟の仙台高裁判決

《 群馬・控訴審判決言い渡しは 》

- 2021年1月21日(木) 午後2時開廷
- 東京高等裁判所/101号法廷(傍聴の抽選があります)

《 判決言い渡し後 》

- 裁判所前で判決内容の速報
- 日比谷コンベンションホール(日比谷図書館地下)にて判決報告集会

原発事故被害者救済に大きな影響を与える群馬訴訟の高裁判決。その重要性について、弁護士からの報告です。

判決に向けて、控訴審最後のご支援を 国の必死の反撃を、他の弁護士と協力して跳ね返した控訴審
(群馬弁護士団長) 鈴木 克昌 弁護士



鈴木団長

来年1月21日の群馬訴訟東京高裁判決期日が、あと3か月と迫ってきました。

9月30日には、全国の集団訴訟で、最も原告数の多い、生業訴訟(※参照)の控訴審判決が仙台高等裁判所で言い渡され、東電の落ち度と国の責任を明確に認め、損害額も上積みしました。

私たちの群馬訴訟では、2017年3月17日の前橋地裁判決で、全国の集団訴訟で初めて東電の落ち度と国の責任を認めさせることができましたが、その後、国が猛烈な巻き返しをはかり、東京高裁での私たち群馬訴訟の審理でも、国は、まず群馬訴訟でひっくり返すとばかりに、体制を一新し、激しい反論をしてきました。その多くは後付けの言い訳にすぎないのですが、最近では、各地の地方裁判所で国の責任が否定される判決が続いていました。

私たちは、これに対して、提訴時から協力し合ってきた新潟、山形、埼玉の弁護士に加え、控訴審をたたかう生業弁護士、千葉弁護士と情報交換をしながら、国の責任をあきらかにする訴訟活動をつづけてきました。(詳しい争点は裏面の生業訴訟の解説をごらんください。)

また、一審前橋地裁判決で損害額の認定がきびしく不十分であった点についても、被害になった住民がその後もきびしい状況におかれていることを主張し、増額を訴えてきました。

控訴審では、本年2月7日、福島県の浜通り地域で現地進行協議を行い、裁判官に、いまだ復興とは名ばかりの現地の状況をみてもらいました。その中では、帰還困難区域内の原告宅も視察。被害の重大さを感じてもらいました。

原発事故から間もなく10年、今、国や東電の責任をあいまいにしようとする動きが強まり、全国の裁判所でも国の責任を認めない判決が相次ぐなど、必ずしも楽観できない状態が続いています。その中で、言い渡される群馬訴訟東京高裁判決の影響は、きわめて大きいと注目されています。

原告さんや支援の皆様には、これまでのご協力、ご支援に感謝するとともに、判決にむけていっそうのご支援をお願いするものです。



新型コロナの感染拡大が心配される中、結審(7/9)を見届けようと、多くの方が駆け付けてくれました。当日は東京の感染者が過去最高の224人を記録。

※「生業訴訟」とは：全国で約30の裁判所でたたかわれている原発事故の損害賠償請求訴訟の中で、約3600人が原告となっている最大の訴訟。原告団の願いから「生業を返せ！地域を返せ！福島原発訴訟」と命名し、奪われた生業と地域を取り戻す決意で提訴しました。

群馬に続いて、千葉訴訟(第一陣)が判決

- 2021年2月19日(金) 午後3時開廷
- 東京高裁/101号法廷(傍聴の抽選があります)

なりわい
「生業訴訟・仙台高裁判決のご紹介」
「国の責任の範囲は東電と同等で損害全体」と認定
 (群馬弁護士) 長谷川 亮輔 弁護士

1 本年9月30日に「生業を返せ！地域を返せ！」福島原発訴訟の控訴審判決が、仙台高等裁判所でありましたので、ご紹介いたします。

今回の判決は、東電の責任のみならず、ほぼ原告の主張に沿って国の責任も認め、東電と国の対応を厳しく批判した点、損害賠償額については避難指示区域内からの避難者に一律に中間指針からの上乗せを認めた点で画期的である一方、避難指示区域外避難者については、賠償の対象となる避難者こそ拡大しましたが、損害賠償額はなお少額にとどまりました。



長谷川弁護士

2 判決は、2002年7月に発表され、福島県沖でも巨大な津波地震が起きうるとした政府の地震本部の「長期評価」の見解の信頼性を認め、同年末には東電と国は福島第一原発の敷地高さを越える津波を予測できたと認定しました。

国は、長期評価について「科学的根拠から離れ、専ら防災行政的な警告」にすぎないと主張していましたが、判決は「国自らが地震に関する調査等のために設置し多数の専門学者が参加した機関である地震本部が公表したのものとして、個々の学者や民間団体の一見解とはその意義において格段に異なる重要な見解である」と判示し、国の主張は「自ら設置した機関の目的や性質を否定するに等しい」と批判しました。

3 そして、長期評価が発表された直後、国(保安院)が東電に対し、いったんは長期評価に基づく津波の試算を指示したけれども、東電から抵抗されてその指示を撤回し、その後、東電から、恣意的に選んだたった1人の地震学者に問い合わせた結果を添えた形で、長期評価に基づく津波対策はしない方針を伝えられると、保安院はそれを了承したという事実を認定し、「東電の不誠実ともいえる報告を唯々諾々と受け入れることになったものであり、規制当局に期待される役割を果たさなかったものといわざるをえない」と国を批判しました。

4 さらに、判決は、防潮堤の設置、重要機器室及びタービン建屋等の水密化の措置をしていれば事故を回避できたかという論点につき、衡平の観点から「その措置が実施できなかったこと、またはその措置を講じていても本件事故が回避不可能であったこと等を、東京電力において、相当の根拠、資料に基づき主張立証



入廷前の原告・弁護士

する必要があらる(国についても同様の判示)とし、東電や国に証明責任を課し、東電や国は具体的な主張立証をしていないとして、原告が主張する措置により事故を回避できた可能性を認めました。

5 結論として、判決は、遅くとも平成18年末までに、国が東電に対し津波対策を命じなかったことは著しく合理性を欠いて違法と断じ、かつ、原発推進政策をとってきた国の責任の範囲は東電と同等で損害全体としました。

判決は、東電の対応につき「新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにしたいという思惑のみが目立っているといわざるを得」ず、東電の過失の程度は決して軽微とはいえない、とし、また、裁判での国の主張のあり方についても「現に何も行っていなかったことを後付けで合理化しようとする主張であるとの批判を免れ難い」と非難するなど、踏み込んだ判示をしました。



生業判決を報じる新聞各紙

6 損害賠償額については、「帰還困難区域」や「旧居住制限区域」「旧避難指示解除準備区域」など避難指示区域に住居があった原告への損害賠償額について、国の中間指針を超える損害額として1人当たり各150万円、300万円、250万円の上乗せを一律に認めました。避難指示が出なかった福島県の会津地方や栃木県北部に住んでいた子ども・妊婦の原告に対しても賠償を認めました。しかし、避難指示区域外からの避難者に対する賠償額は数十万円となお低額にとどまりました。

7 国の責任については、群馬訴訟でも、生業弁護士のご協力を得て、ほぼ共通した主張立証をしており、来年1月の東京高裁判決も大いに期待できるどころです。損害賠償額については、生業訴訟では原告が非常に多数で、個々の世帯の損害の立証は行われませんでした。群馬訴訟では一審でほぼ全ての原告世帯が尋問を行い、立証しています。来年1月には損害賠償額についてさらに前進した判決が獲得できることを期待しております。



■福島・生業訴訟

上の段で紹介したとおり、9月30日、仙台高等裁判所で生業訴訟の控訴審判決が言い渡されました。生業訴訟は「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟です。国に対しても責任を追及する原発事故賠償訴訟で、高等裁判所が判断を下すのは初めてであり、この裁判での判決は群馬訴訟をはじめ、他の原発事故の賠償訴訟に影響を及ぼすものとして注目されています。控訴審は一審判決に続いて、東電はもとより、国に対しても原発事故に対する法的責任があると認め賠償請求を認めました。しかも、一審福島地方裁判所判決が国の責任は、東電の半分としていたのを、(群馬訴訟の一審前橋判決と同様)国と東電に同等の賠償責任を認め、賠償額も上乗せされました。



仙台高裁

■阿武隈会訴訟

10月9日、東京地方裁判所で、原発事故で田村市都路町の旧緊急時避難準備区域から避難された方たちを原告とする阿武隈会訴訟の判決がありました。阿武隈会とは「阿武隈の自然との共生者の原発事故損害賠償を求める会」の略称です。東京地裁は国が規制権限を行使して東電に津波対策を講じさせなかったことが違法とは言えないとして、国の責任を認めない判決を下し、賠償額をも不十分なものととどまりました。

以上ご報告した通り、生業訴訟控訴審判決以外は、いずれも国の責任を認めない不当なものでした。

このために、来年1月21日に出される群馬訴訟の東京高裁判決で、こうした流れを変えられるか大変注目されています。

国の責任を認め、賠償額を上積みする判決が期待されます。

「全国の集団訴訟での判決の状況」
国の責任を認めない判決が続く中で
群馬訴訟の判決が注目を集めています
 (群馬弁護士) 林 浩平 弁護士

本年6月以降も全国の裁判所で、次々に集団訴訟の判決が言い渡されています。いずれも国と東電を訴えた訴訟ですが、9月30日の生業訴訟控訴審判決(仙台高裁)以外は、いずれも、国に対する請求を認めない不当なものになっています。



林 弁護士

■福島原発事故被害救済九州訴訟

6月24日、福岡地方裁判所で、福島原発事故被害救済九州訴訟の判決が言い渡されました。この裁判は、原発事故を受けて九州に避難をした方々が国と東電に対して賠償を求めていましたが、判決では国の責任が否定され、東京電力にのみ賠償責任を認めるものでした。

■みやぎ原発損害賠償請求訴訟

8月11日、仙台地方裁判所で、みやぎ原発損害賠償請求訴訟の判決が言い渡されました。この裁判は、原発事故を受けて、宮城県に避難した方たちが起こした裁判です。判決では、生活地域を自由な意思で選択したり、生活地域で放射能に対する恐怖を感じることなく生活する平穏生活権が侵害されているとして、原告の主張していたふるさと喪失損害を認め、避難慰謝料を増額する判断をした一方で、国に対しては、責任を認めないという判断がなされました。原告は8月25日に仙台高等裁判所に控訴しています。